



2023年5月23日

各位

会社名 日本精工株式会社
代表者名 代表執行役社長 市井 明俊
(コード：6471 東証プライム市場)
問合せ先 執行役常務 人事総務本部長 岡 秀典
(TEL 代表 03-3779-7111)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2023年5月23日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2023年6月23日開催予定の2023年3月期(第162期)定時株主総会(以下「本総会」といいます。)に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

2020年6月30日開催の当社第159期定時株主総会において株主の皆様のご賛同を得て継続いたしました「当社株式の大量買付行為に関する対応策(買収防衛策)」(以下「本プラン」といいます。)は、本総会終結の時をもって有効期間が満了いたします。

当社は、本プランが有効期間の満了を迎えるに当たり、国内外の機関投資家をはじめとする株主の皆様のご意見、コーポレートガバナンス・コードの浸透、買収防衛策を巡る近時の動向等を踏まえて検討をいたしました。

その結果、2023年5月12日開催の当社取締役会で、本プランを継続せず廃止することを決議いたしましたので、それに伴い、現行定款第13条及び第35条を削除するものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更箇所を示しています)

現行定款	変更案
(新株予約権無償割当ての決定機関) <u>第13条</u> 当社は、 <u>新株予約権無償割当てに関する事項については、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議又は株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議によって決定する。</u>	(削除)
第14条～第34条 (条文省略)	第13条～第33条 (現行どおり)

<p style="text-align: center;"><u>第7章 買収防衛策</u></p> <p><u>(当会社の株式の大量買付行為に関する対応方針の決議)</u></p> <p><u>第35条 株主総会は、法令に規定する事項及び本定款に別途定めがある事項のほか、当会社の株式の大量買付行為に関する対応方針の導入、変更、存続及び廃止について、その決議により定めることができる。</u></p> <p><u>② 前項に定める当会社の株式の大量買付行為に関する対応方針とは、当会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって当会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みをいう。</u></p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>
--	---

3. 日程

株主総会開催予定日

2023年6月23日

定款変更の効力発生日

2023年6月23日

以 上